

令和5年度実施施策に係る政策評価書（案）

障 害 者 施 策	……	1
青 年 国 際 交 流	……	3
遺棄化学兵器廃棄処理	……	5
重 要 土 地 等 調 査	……	7
匿名・仮名加工医療情報	……	9

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-11)

政策名	共生社会政策					
施策名	障害者基本計画の策定・推進					
達成すべき目標	<p>【施策目標】障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する。</p> <p>【中目標1】障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される</p> <p>【中目標2】地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される</p> <p>【中目標3】障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される</p>					
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>障害者基本計画(第5次)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する。</p>					
	<p>【旧施策の実績・実施状況】</p> <p>(政策名/施策名)共生社会実現のための施策の推進/障害者施策の総合的推進 (評価対象期間)平成30年度～令和4年度 (評価方式)総合評価方式</p> <p>・令和3年5月に「改正障害者差別解消法」が成立、同法の施行に向けて、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針の改定に当たり、障害者政策委員会の審議を経て「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を改定。</p> <p>・障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町村の取組を後押しするため、課題整理などを支援する有識者等の派遣、地方公共団体による取組事例の報告会や地方公共団体の職員等を対象としたブロック研修会の継続的な開催、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料となるような相談対応ケーススタディ集を作成といった取組を実施。</p> <p>・障害者差別解消法の周知・啓発のためのリーフレット作成・提供、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に関する事例を収集した「合理的配慮の提供等事例集」の作成・提供、障害者差別解消法のほか合理的配慮の提供や環境の整備の障害種別事例などをわかりやすく紹介する「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」の開設、行政機関等の相談窓口に寄せられた具体例をデータベースとして公開。</p>					
	<p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>・府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等 令和5年3月に改定された「基本方針」に即して、府省庁等における職員対応要領、各主務大臣が作成した対応指針を改定。これらの改定に当たり、障害者差別解消法の規定に基づき、障害者団体や事業者団体からのヒアリングを内閣府主催により実施。また、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知するとともに、都道府県に対し、対応要領が未策定である市町村における策定に向けた情報提供等の協力依頼を実施。</p> <p>・相談対応マニュアルの整備 障害当事者や有識者による検討会を立ち上げ、同検討会での議論を踏まえ、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資するような相談対応マニュアルを作成。関係省庁や地方公共団体に通知し、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>・相談窓口の試行 令和5年10月から令和7年3月までの1年半の期間、「障害者差別解消法」に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口で円滑につなげるための調整・取次を行う役割を担う相談窓口である「つなぐ窓口」を試行的に実施(令和5年10月から令和6年3月まで、相談対応件数 1,163件 うち自治体等取次案件 121件)。</p> <p>・地域協議会強化ブロック研修会の開催 各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を、令和5年度は6ブロック(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄)で開催(参加者合計297人)。</p> <p>・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営 「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」をはじめとした、「障害者差別解消法」により定められている事項などについて、イラストや動画で分かりやすく解説。また、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体例を、障害の種類などに応じて検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」を運営。その他、政府広報等により、障害を理由とする差別の解消に関する広報・啓発を実施。</p>					
	<p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>・府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等 令和5年3月に改定された「基本方針」に即して、府省庁等における職員対応要領、各主務大臣が作成した対応指針を改定。これらの改定に当たり、障害者差別解消法の規定に基づき、障害者団体や事業者団体からのヒアリングを内閣府主催により実施。また、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知するとともに、都道府県に対し、対応要領が未策定である市町村における策定に向けた情報提供等の協力依頼を実施。</p> <p>・相談対応マニュアルの整備 障害当事者や有識者による検討会を立ち上げ、同検討会での議論を踏まえ、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資するような相談対応マニュアルを作成。関係省庁や地方公共団体に通知し、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>・相談窓口の試行 令和5年10月から令和7年3月までの1年半の期間、「障害者差別解消法」に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口で円滑につなげるための調整・取次を行う役割を担う相談窓口である「つなぐ窓口」を試行的に実施(令和5年10月から令和6年3月まで、相談対応件数 1,163件 うち自治体等取次案件 121件)。</p> <p>・地域協議会強化ブロック研修会の開催 各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を、令和5年度は6ブロック(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄)で開催(参加者合計297人)。</p> <p>・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営 「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」をはじめとした、「障害者差別解消法」により定められている事項などについて、イラストや動画で分かりやすく解説。また、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体例を、障害の種類などに応じて検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」を運営。その他、政府広報等により、障害を理由とする差別の解消に関する広報・啓発を実施。</p>					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	124	118	122	-
	執行額	91	79	108	-	
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)</p>						

施策目標 (最終アウトカム)	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する							
中目標1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される							
測定指標1 【主要な測定指標】	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	100% (令和9年度)	年度ごとの目標値	100%(令和9年度までの目標値)				△
基準値 (基準年度)	73.4% (令和4年)	年度ごとの実績値	76.6%					
中目標2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される							
測定指標2 【主要な測定指標】	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	80%以上 (令和9年度)	年度ごとの目標値	80%以上(令和9年度までの目標値)				△
基準値 (基準年度)	57.0% (令和4年)	年度ごとの実績値	60.7%					

参考指標1	マニュアル整備件数			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1件(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	1件					
参考指標2	相談窓口開設期間			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	5か月(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	5か月半					
参考指標3	研修会の開催回数			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	6回(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	6回					
中目標3	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される								
測定指標3	合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	65.0% (令和9年度)	年度ごとの目標値	65.0%(令和9年度までの目標値)					
基準値 (基準年度)	64.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値							
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合(全体)			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	32.0% (令和5年度)	年度ごとの実績値	32.0%					
参考指標5	事例登録件数			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	120件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	134件					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠)
	旧施策の評価結果	障害者基本計画(第4次)の計画期間満了時点における成果目標の達成状況等を踏まえれば、一定の効果・進展がある。 測定指標1関係: 障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合 基準値 61.6%(平成29年4月)、実績値 73.4%(令和4年4月) 測定指標2関係: 障害者差別解消支援地域協議会を組織している地方公共団体の割合 基準値 37.8%(平成29年4月)、実績値 57.0%(令和4年4月) 測定指標3関係: 合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合 基準値 53.5%(平成29年8月)、実績値 64.7%(令和5年2月)
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	・測定指標1 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行について、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針を改定し、順次、府省庁等において公表を行っていること、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知したこと、その他、地方公共団体の職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。 ・測定指標2 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行が迫り、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資する「相談対応マニュアル」を作成し、地方公共団体へ提供したこと、令和5年10月から令和7年3月までの1年半の間、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口である「つなぐ窓口」の試行的な実施、地方公共団体職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。 ・測定指標3 目標に対する実績値を集計できないところではあるが、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベースの運営、政府広報等による同サイトの広報・啓発、着実なデータベースの事例登録件数増加等により、内閣府が実施した意識調査によれば、「障害者差別解消法という法律について聞いたことがありますか」に対して「聞いたことがある」と答えた人の割合(参考指標4)は、令和4年度調査で20.6%だったところ、令和5年度調査では32.0%に増加しており、その効果は一定程度認められる。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上しているため、引き続き、府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等、相談対応マニュアルの整備、相談窓口の開設、地域協議会強化ブロック研修会の開催、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営等に取り組み、障害者基本計画(第5次)関連成果目標を踏まえた政策評価をすべく、次期においても「達成すべき目標」及び「測定指標」を維持。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2; 障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査(令和6年3月) 参考指標4; インターネットによる共生社会に関する意識調査(令和5年7月)
---------------------------	--

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当) ・参事官(障害者施策担当) 小林 淳	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	--------------------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-14)

政策名	共生社会政策					
施策名	青年国際交流の推進					
達成すべき目標	【施策目標】国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出 【中目標】国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上					
施策の概要	【施策の概要】 日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へい、船による多国間交流事業等の実施を通して、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次世代を担う国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名／施策名) 共生社会実現のための施策の推進／青年国際交流の推進 (評価対象期間) 平成30年度～令和4年度 (評価方式) 総合評価方式 平成30年度及び令和元年度については、予定通り、日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へいと船による多国間交流を着実に実施した。 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため通常通りの事業の実施が困難となったが、オンライン交流という形式で事業を行い、対面での交流が叶わない中でも工夫を凝らして交流を実施した。 令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、一部の事業において、感染症対策を十分に実施したうえで対面交流を復活させ、過去2年間のオンライン交流の実績も生かして、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド形式という新たな形での交流を実現した。					
	【令和5年度に実施した具体的取組】 日本・中国青年親善交流事業のみオンラインにて交流を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行の収束を踏まえ、4年ぶりに国際社会青年育成事業及び日本・韓国青年親善交流事業での日本青年の海外派遣及び外国青年の日本招へいや「東南アジア青年の船」事業での対面交流、「世界青年の船」事業での船を用いての交流を再開した。中でも、「世界青年の船」事業では、令和3年度から4年度にかけて実施した「青年国際交流事業の在り方検討会」での議論も踏まえ、日本国内を船で回り、寄港地において、地域が現に抱える課題について解決策を検討・提案する形で実施する実践的なプログラムを新たに実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算の状況	当初予算(a)	1,383	1,328	1,331	1,346
		補正予算(b)	-1,231	-768	0	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)		152	560	1,331		
執行額		108	411	953		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	こども大綱(令和5年12月12日閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出								
中目標1	国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上								
測定指標1 【主要な測定指標】	事業参加青年を対象とした事業効果把握調査の結果								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標 (目標年度)	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること (令和9年度)	施策の進捗状況 (目標)	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること					○
	基準 (基準年度)	-	施策の進捗状況 (実績)	参加青年について、成果に結びつける力に係る行動傾向のうち周囲との競争的な場面でチャレンジ的な行動をとる傾向や、性格特性(外向性、開放性、協働性)において、参加前と比較して優位性が確認できた。なお、成果に結びつける力に係る行動傾向の総合的な値を測定する指標において、一般層と比較して高い優位性を確認することができた。					
参考指標1	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数								
	参考値 (参考年度)	48 (令和4年度)	年度ごとの実績値	71					
参考指標2	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数								
	参考値 (参考年度)	69 (令和4年度)	年度ごとの実績値	82					
参考指標3	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数								
	参考値 (参考年度)	78 (令和4年度)	年度ごとの実績値	111					
参考指標4	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数								
	参考値 (参考年度)	320 (令和4年度)	年度ごとの実績値	207					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 成果に結びつける力に係る行動傾向については、周囲との競争的な場面でチャレンジングな行動をとる傾向において、事業参加青年に参加前後で有意な数値の上昇(55.2→59.5(※1))が認められた。普段と異なり行動発揮が難しい環境の中ではあったものの、多くの参加青年が、周囲と競争的な場面においては、従来よりもチャレンジングな行動を取れるようになったと推察される。 また、性格特性においては、外向性、開放性、協調性の3分野において、事業参加青年に参加前後で有意に変化が認められる結果(外向性:5.6→6.5、開放性:6.6→7.0、協調性:5.5→5.9(※2))となった。青年国際交流事業での経験を通じて、興味や関心が外に向き、他者との協調性が増すとともに、新しい物事に対する寛容性、創造性が向上したものと推察される。 なお、一般層との比較においては、「成果に結びつける力」に係る行動傾向の総合的な値を測定する指標において、事業後の事業参加青年は一般層に比して非常に高い値(一般層:50、事業参加者:61.5(※1))を示した。 (※1)最大を100、最小を0、全国平均を50として整理した値。 (※2)最大を10、最小を1、全国平均を5.5として整理した値。	
	旧施策の評価結果	令和2年度から5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により従来と異なる形での事業の実施となったため、例年と比較した定量的な評価は困難だが、様々な制約の中にあつて、本体プログラムに先立って青年同士の自由な交流を可能とするオンラインのプラットフォームを設定する等、できる限りの工夫を凝らし、参加青年の育成に資する充実した交流を実施できたものと評価する。	
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	言語的にも文化的にも普段と異なる困難な環境の中で、より実践的な内容について主体的に取り組むことが求められる様々なプログラムに参加する経験を提供できたことが、上記のような測定結果を得られた要因であると考えられる。	
	次期目標等への 反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 各年度の事業の実施結果を踏まえ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーの育成という事業目的を達成すべく、毎年度の事業を着実に改善するとともに、事業の効果を適切に測定をする指標について引き続き検討する。	
学識経験を有する者の 知見の活用			
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度実施「内閣府青年国際交流事業参加青年の選考試験の実施及び事業効果の把握に係る請負業務」におけるパーソナリティ診断を用いた事業効果の把握結果報告書 内閣府青年国際交流事業既参加日本青年フォローアップ調査報告書		
担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当)付 参事官(青年国際交流担当) 藤森 俊輔	事後評価実施時期	令和6年8月

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-16)

政策名	遺棄化学兵器廃棄処理					
施策名	遺棄化学兵器の廃棄処理の実施					
達成すべき目標	【施策目標】可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる。 【中目標】「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2022年より後の廃棄計画(以下「廃棄計画」という。)(令和4年10月化学兵器禁止機関執行理事会承認)を達成					
施策の概要	【施策の概要】 化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国側と協議しながら、中国各地で発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。					
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名/施策名)遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進/化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理 (評価対象期間)令和元年度～令和4年度 (評価方式)実績評価方式 測定指標①ハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数: R元年度3,251、R2年度0(※)、R3年度2,332、R4年度4,107 測定指標②移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数: R元年度1,828、R2年度0(※)、R3年度0(※)、R4年度1,754 測定指標③各地の発掘・回収の箇所数: R元年度6、R2年度0(※)、R3年度0(※)、R4年度7 ※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業を中断したため。 ○ハルバ嶺における遺棄化学兵器について、R元年度～R4年度までの間に9,690発の廃棄処理を実施した。 ○移動式処理設備により、R元年度～R4年度までの間に3,582発の遺棄化学兵器を廃棄処理した。 ○R元年度～R4年度までの間、ジャムス(黒竜江省)、尚志(黒竜江省)、琿春(吉林省)等8箇所遺棄化学兵器の発掘・回収を実施した。また、チチハル(黒竜江省)、鶏西(黒竜江省)等5箇所遺棄化学兵器のX線鑑定等を実施した。					
	【令和5年度に実施した具体的取組】 ○ハルバ嶺における遺棄化学兵器について、20,605発の廃棄処理を実施した。 ○移動式処理設備により、ハルビン(黒竜江省)において、1,656発の遺棄化学兵器を廃棄処理した。 ○ジャムス、尚志、琿春、牡丹江(黒竜江省)、伊春(黒竜江省)において、遺棄化学兵器の発掘・回収を実施するとともに、ハルビン及び武漢(湖北省)において、遺棄化学兵器のX線鑑定等を実施した。 ○R5年度末までに、遺棄化学兵器115,641発を発掘・回収し、そのうち88,155発を廃棄処理したところである。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分					
	予算の状況	当初予算(a)	50,085	62,241	50,032	47,922
		補正予算(b)	-2,692	-773	13,745	
		繰越し等(c)	19,861	10,687	10,137	
		合計(a+b+c)	67,254	72,155	73,914	
執行額	43,881	49,705	44,294			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	遺棄化学兵器問題に関する基本方針について(平成27年3月24日閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる。								
中目標1	「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2022年より後の廃棄計画(以下「廃棄計画」という。)(令和4年10月化学兵器禁止機関執行理事会承認)を達成								
測定指標1 【主要な測定指標】	廃棄計画の達成状況								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標 (目標年度)	廃棄計画を達成 (R9年度)	施策の進捗状況 (目標)	廃棄計画を達成(R9年度)					○
基準 (水準・年度)	廃棄計画を踏まえ、遺棄化学兵器の廃棄処理、発掘・回収を実施 (R4年度)	施策の進捗状況 (実績)	廃棄計画を踏まえ、遺棄化学兵器の廃棄処理、発掘・回収を着実に実施した。						
測定指標2	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	10数万発 (累計) (R9年度)	年度ごとの目標値	10数万発(累計)(R9年度)					△
基準値 (基準年度)	23,800発 (累計) (R4年度)	年度ごとの実績値	44,405発 (累計)						
参考指標1	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄処理期間								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	199日 (R4年度)	年度ごとの実績値	229日					

測定指標3	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	49,147発 (累計) (R9年度)	年度ごとの目標値	49,147発(累計)(R9年度)					○
	基準値 (基準年度)	42,094発 (累計) (R4年度)	年度ごとの実績値	43,750発 (累計)					
参考指標2	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄処理作業日数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	70日 (R4年度)	年度ごとの実績値	115日					
測定指標4	牡丹江(黒竜江省)、伊春(黒竜江省)及び敦化(吉林省)のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	3箇所 (R7年度)	年度ごとの目標値	3箇所(R7年度)					-
	基準値 (基準年度)	0箇所 (R4年度)	年度ごとの実績値						
参考指標3	各地の発掘・回収の作業期間		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	385日 (R4年度)	年度ごとの実績値	291日					
参考指標4	各地の発掘・回収の箇所数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	7箇所 (R4年度)	年度ごとの実績値	7箇所					

評価結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり	
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠) ○測定指標2(ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数)及び測定指標3(移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数)について、目標値はR9年度までの累計値であることから、R5年度までの実績累計値との単純比較による達成状況の判定は困難である。そのため、R5年度開始時点での事業計画に基づく廃棄数を合計した累計値を仮の目標値として設定し、達成状況を判定した。 ○測定指標4(牡丹江、伊春及び敦化のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数)について、目標値はR7年度までに完了した箇所数であるところ、そもそもR5年度での事業完了は予定しておらず、R7年度の実績値で達成状況を判定する方針であるため、R5年度実績値との単純比較による判定は困難であることから、達成状況は「-」とした。 ○測定指標1(廃棄計画の達成状況)について、ハルバ嶺及びハルビンにおいて遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に実施しており、ハルバ嶺における遺棄化学兵器及び2022年末までにOPCWに申告されたハルバ嶺以外の遺棄化学兵器は、R9年中に廃棄を完了することが可能であると考えられることから、達成状況は「○」とした。
	旧施策の評価結果	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、R2年度は全ての事業を、R3年度は移動式処理事業と各地発掘・回収事業を中断することとなった。また、ハルバ嶺における遺棄化学兵器について、R3年度及びR4年度の廃棄数は計画を下回ったが、これも新型コロナウイルスの感染拡大による影響であり、やむを得ないものであった。このような状況の中、R元年度～R4年度までの間に、26,589発の遺棄化学兵器を発掘・回収し、13,272発を廃棄処理しており、事業は相当程度進展したものと評価できる。
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	○測定指標2(ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数)について、R5年度開始時点での事業計画に基づく廃棄数を合計した累計値を仮の目標値として設定すると、目標値は51,112発となり、実績値は目標値の86.9%となる。目標が未達成となった要因は、大型廃棄処理設備で使用する雷管の仕様変更に伴う処理開始の遅れ及び設備の不具合発生や建屋設備の故障に伴い、やむを得ず廃棄処理を中断したことによる影響である。これらの不具合はR5年度中に措置を行っており、R6年度以降の廃棄処理に影響はない。R5年度は20,605発を廃棄処理しており、ハルバ嶺におけるこれまでの最大値であった。このまま計画どおり廃棄処理を実施していけば、R9年中に廃棄を完了することが可能となる。 ○測定指標3(移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数)について、R5年度開始時点での事業計画に基づく廃棄数を合計した累計値を仮の目標値として設定すると、目標値は43,750発となり、実績値は目標値の100%となる。このまま計画どおり廃棄処理を実施していけば、R9年中に廃棄を完了することが可能となる。 ○測定指標4(牡丹江、伊春及び敦化のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数)について、R5年度は牡丹江及び伊春において発掘・回収を実施しており、R7年度の事業完了に向けて、着実に進捗したと評価できる。
次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進	
	【目標・測定指標の見直し等について】 廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器及び2022年末までにOPCWに申告されたハルバ嶺以外の遺棄化学兵器については、2027年中に廃棄を完了する予定としており、廃棄計画の達成が、可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させることにつながるため、引き続き推進する。	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局・作成責任者名	遺棄化学兵器処理担当室 総務担当参事官 山崎 泰徳	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	---------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-17)

政策名	重要土地等調査					
施策名	重要土地等の調査及び規制等の実施					
達成すべき目標	【施策目標】国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与。 【中目標1】重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持する。 【中目標2】国民や地方公共団体等における制度理解の醸成					
施策の概要	【施策の概要】 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。)に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施する。また、本法を着実に執行するため、本法の趣旨や制度内容について、国民や地方公共団体の理解促進を図っていく観点から広報等を行う。 【令和5年度に実施した具体的取組】 ・土地等利用状況審議会を6回開催し、525箇所の区域指定について審議し、341箇所の区域指定を実施した。(184箇所の区域指定については令和5年度中の当該審議会において了承され、令和6年度に指定された。) ・「特別注視区域」にある土地及び建物に関する所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への提出が義務付けられている届出を受理した。 ・指定された区域内にある土地及び建物で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する土地等利用状況調査を実施した。 ・土地等利用状況管理システムのデータベースを構築するとともに、土地等の所有者等が当該土地等が対象区域内に存するかを確認することができるWEBサイトの整備を実施した。 ・重要土地等調査法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について内閣府のホームページに掲載するとともに、リーフレットやチラシを関係地方公共団体や業界団体等に配布するなどの周知・広報活動を実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況	当初予算(a)	—	492	533	529
		補正予算(b)	972	429	242	
		繰越し等(c)	△ 972	543	231	
		合計(a+b+c)	0	1,464	1,006	
	執行額	—	1,257	950		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(令和4年9月16日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与。								
中目標1	重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持する。								
測定指標1 【主要な測定指標】	重要土地等調査法の運用状況								
	目標 (目標年度)	重要土地等調査法の着実な運用 (令和9年度)	施策の進捗状況 (目標)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準 (基準年度)	重要土地等調査法の運用(令和4年度)	施策の進捗状況 (実績)	本法律に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施した。					
参考指標1	区域指定の実施件数								
	参考値 (参考年度)	58箇所 (令和4年度)	年度ごとの実績値	341箇所					
参考指標2	届出の受理件数								
	参考値 (参考年度)	精査中 (令和4年度)	年度ごとの実績値	精査中					
参考指標3	勧告、命令の実施件数								
	参考値 (参考年度)	0件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	0件					
参考指標4	審議会の開催回数								
	参考値 (参考年度)	3回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	6回					

参考指標5	システム開発の進捗状況		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	システム開発の進捗 (令和4年度)	年度ごとの実績値						
			本法律に基づく調査・届出により収集する情報を適切に管理するためのデータベースを構築するとともに、土地等の所有者等が当該区域内に存するかなを確認することができるWE Bサイトの整備を実施した。						
中目標2	国民や地方公共団体等における制度理解の醸成								
測定指標2	HPアクセス数								
	目標値 (目標年度)	137(1日平均) (令和9年度)	年度ごとの目標値	137	137	137	137	137	□
	基準値 (基準年度)	137(1日平均) (令和4年度)	年度ごとの実績値	295					
参考指標6	リーフレット作成部数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	100,000部 (令和4年度)	年度ごとの実績値	110,000部					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 測定指標1については、現時点で内閣府として区域指定が必要と考える区域の指定を終えることができ、指定した区域内の土地等利用状況調査に本格的に着手することができたことから、重要施設等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持するという目標の達成につながった。測定指標2については、目標値を超える重要土地等調査法ホームページへのアクセス数を実現することができ、法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について関心を持っていただくことにより、国民等における制度理解の醸成を図ることができた。 なお、参考指標2については、令和6年度中に公表する予定。
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	測定指標1については、予算を機動的に活用し、民間委託によるものも含め、区域図面の確認等を効率的に行なったことにより、速やかに多数の区域の指定を行うことができ、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持するという目標の達成に寄与したものと考えられる。 測定指標2については、審議会後、区域指定の告示後、告示施行後というような法運用の節目においてホームページへのアクセス数が増加する傾向にあり、令和5年度における審議会の開催回数などが、重要土地等調査法への理解を深めるための各種情報を掲載しているホームページのアクセス数増加に寄与したものと思われ、国民等における制度理解の醸成につながったものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 測定指標1については、従前からの施策を着実に実施するとともに、今後ありうる施設機能や敷地の変更、施設の新設に伴う区域指定の見直しや追加の区域指定等の新たな施策に柔軟に対応できる法運用に努める。 測定指標2については、ホームページのコンテンツを充実させ更なる重要土地等調査法への理解を促進することにより、引き続き国民等における制度理解の醸成に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	政策統括官(重要土地担当) 参事官 小松 克行	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	----------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-26)

政策名	健康・医療					
施策名	匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策の推進					
達成すべき目標	<p>【施策目標】健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出が促進される。</p> <p>【中目標1】匿名・仮名加工が適正に行われる</p> <p>【中目標2】新たな利活用分野が発掘される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究を行う利活用者が増加する <p>【中目標3】協力医療情報取扱事業者が増加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供される医療情報の件数が増加する <p>【中目標4】国民・患者の制度に対する理解が増進される</p>					
施策の概要	【施策の概要】					
	<p>次世代医療基盤法の国民による適切な理解に基づき、医療情報の利活用により健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を促進する。</p> <p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月26日、改正次世代医療基盤法が成立。改正次世代医療基盤法により、匿名加工医療情報では対応できない医療分野の研究開発現場のニーズに応えるため、従前の匿名加工医療情報に加え、新たに仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設等がなされた。 ・令和6年4月1日の改正次世代医療基盤法施行に向けて、政省令に加え、仮名加工医療情報作成事業を行う者の認定手続きや基準等を定めたガイドラインを策定。 ・並行して、次世代医療基盤法が国民に適切に理解され、産学官による匿名加工医療情報の積極的な利活用を推進するため、説明会の開催、ポスター、小冊子の作成等の広報活動を実施。 					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況	当初予算(a)	115.6	116.5	112.8	103.1
		補正予算(b)	0.0	0.0	0.0	0.0
		繰越し等(c)	0.0	0.0	0.0	
		合計(a+b+c)	115.6	116.5	112.8	
執行額	69.9	64	99.9			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	健康・医療戦略(令和2年3月27日第2期閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出が促進される。								
中目標1	匿名・仮名加工が適正に行われる								
参考指標1	認定事業者数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	3 (R4年度)	年度ごとの実績値	3					
参考指標2	次世代医療基盤法の認定等に関する有識者・実務会議開催数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	3 (R4年度)	年度ごとの実績値	3					
中目標2	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな利活用分野が発掘される ・研究を行う利活用者が増加する 								
測定指標1 【主要な測定指標】	利活用件数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	50 (R10年度)	年度ごとの目標値	25	30	35	40	45	○
	基準値 (基準年度)	21 (R4年度)	年度ごとの実績値	40					
参考指標3	利活用が見込まれる事業者に対する説明会の回数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	24 (R4年度)	年度ごとの実績値	25					

中目標3	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療情報取扱事業者が増加する ・提供される医療情報の件数が増加する 								
測定指標2	協力医療情報取扱事業者の数								
	目標値 (目標年度)	170 (R10年度)	年度ごとの目標値	R5年度 120	R6年度 130	R7年度 140	R8年度 150	R9年度 160	達成状況 ○
	基準値 (基準年度)	108 (R4年度)	年度ごとの実績値	119					
測定指標3	医療情報の収集規模								
	目標値 (目標年度)	740万人 (R10年度)	年度ごとの目標値	R5年度 340	R6年度 420	R7年度 500	R8年度 580	R9年度 660	達成状況 ○
	基準値 (基準年度)	261万人 (R4年度)	年度ごとの実績値	364					
参考指標4	医療機関・自治体等に対する説明会の回数								
	参考値 (参考年度)	10 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度 9	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
中目標4	国民・患者の制度に対する理解が増進される								
参考指標5	住民説明会の数								
	参考値 (参考年度)	2 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度 2	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
参考指標6	コールセンターへの問い合わせ件数								
	参考値 (参考年度)	151件 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度 165	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成
		(判断根拠)
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	<p>中目標1については、改正次世代医療基盤法が令和6年4月に施行された後、新たな認定事業者申請が生じるため、令和5年度においては認定事業者の増加はなかったが、既存の認定事業者により匿名加工が適正に行われた。</p> <p>中目標2については、これまでの適切な広報活動で大学、製薬企業等の研究者への次世代医療基盤法の周知が進んだ等により、利用実績数(延べ数)が着実に増加している。ただし、単年度でカウントすると、R4年度は15件、R3年度は6件、R2年度は16件であり、R5年度に急激に実績数が伸びたわけではなく、着実な増加と判断できる。</p> <p>中目標3については、適切な広報活動で医療機関の次世代医療基盤法の理解が進んだこと等により、協力医療情報取扱事業者が増加し、提供される医療情報の件数が増加した。</p> <p>中目標4については、コールセンターへの問い合わせ件数は概ね前年同であり、国民・患者の制度に対する理解が増進された。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】</p> <p>中目標1については、令和6年4月に改正次世代医療基盤法が施行されたことに伴い、申請の増加が期待されるが、引き続き適正に匿名・仮名加工が行われるよう申請のあった事業者に対する認定作業に取り組む。</p> <p>中目標2及び3については、引き続き適切な広報活動等により、協力医療情報取扱事業者、提供される医療情報の件数の増加をめざす。</p> <p>中目標4についても、引き続きコールセンターの対応を行い、国民・患者の制度に対する理解の増進を図る。</p> <p>なお、本年度から改正次世代医療基盤法が施行されたが、改正法に基づき、仮名加工医療情報作成事業者の認定がされたのち、仮名加工医療情報の利活用が開始される予定である。今後の進捗を踏まえ、指標及び目標値について、来年度以降再考する必要がある。また、中目標2の測定指標「利活用件数」については、過去3年間に於いて年平均で約12件の増加であることを踏まえ、毎年15件の増加に、目標を上方修正することが妥当と考える。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局・作成責任者名	健康・医療戦略推進事務局 参事官 日野 力	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	--------------------------	----------	--------